

上田市地域防災計画【風水害対策編】

新旧対照表

令和6年3月

頁	新	旧	修正理由・備考																																						
2 1 2 2	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>ク 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>ケ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><u>コ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>サ</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>ク 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>ケ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>コ</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>																																						
2 4	<p>(別記) 防災機能を有する道の駅一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">道の駅名称</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">整備手法</th> <th rowspan="2">施設管理者 又は占有者</th> <th colspan="2">防災機能</th> <th rowspan="2">駐車場面積(m²)</th> </tr> <tr> <th>活動拠点※</th> <th>ヘリポート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上田市小泉字塩田川原2575番地2</td> <td>上田道と川の駅</td> <td>(国)18号</td> <td>一体型(国)</td> <td><u>国土交通省</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>7,600 m²</td> </tr> </tbody> </table>	No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者 又は占有者	防災機能		駐車場面積(m ²)	活動拠点※	ヘリポート	1	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	<u>国土交通省</u>	○	○	7,600 m ²	<p>(別記) 防災機能を有する道の駅一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">道の駅名称</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">整備手法</th> <th colspan="2">防災機能</th> <th rowspan="2">駐車場面積(m²)</th> </tr> <tr> <th>活動拠点※</th> <th>ヘリポート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上田市小泉字塩田川原2575番地2</td> <td>上田道と川の駅</td> <td>(国)18号</td> <td>一体型(国)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>7,600 m²</td> </tr> </tbody> </table>	No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場面積(m ²)	活動拠点※	ヘリポート	1	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	○	○	7,600 m ²	<p>県の地域防災計画の表記に合わせて修正</p>
No	所在地							道の駅名称	路線名		整備手法	施設管理者 又は占有者	防災機能		駐車場面積(m ²)																										
		活動拠点※	ヘリポート																																						
1	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	<u>国土交通省</u>	○	○	7,600 m ²																																	
No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場面積(m ²)																																		
					活動拠点※	ヘリポート																																			
1	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	○	○	7,600 m ²																																		
2 5	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p>	<p>名称の修正</p>																																						

頁	新	旧	修正理由・備考
3 4	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。</p> <p>また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p>	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。</p> <p>また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害医療センター及び二次医療圏に1箇所の、地域災害医療センターを中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
4 1	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p>	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p> <p>6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 2	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(3) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(3) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
4 3	<p>(8) 個別避難計画の事前提供</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当市</u>の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(8) 個別避難計画の事前提供</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当該市町村</u>の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 7	<p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 市は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、<u>避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。</u></p> <p>(2) 市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。 <u>また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。</u></p> <p>(3) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。 <u>また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。</u></p>	<p>5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 市は、土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、<u>警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u></p> <p>(2) 市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p>	<p>国土交通省通知により削除</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
4 9	<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、<u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出<u>の確認を受ける。</u></p>	<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出<u>を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法施行令等の改正に伴う修正</p>
5 2	<p>第11節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(8) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p>	<p>第11節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(8) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p>	<p>名称の修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 5	<p>3 避難所の確保</p> <p>(3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
5 6	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
5 7	<p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p>	<p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
8 0	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。</p>	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。</p>	<p>国土交通省通知により削除</p>
8 1	<p>第3 計画の内容</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等対策</p>	<p>国土交通省通知により削除</p>
8 2	<p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>国土交通省通知により削除</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
89	第3 2節 二次災害の予防計画 第2 主な取組み 4 <u>土砂災害警戒区域等</u> の把握、緊急点検体制の整備に努める。	第3 2節 二次災害の予防計画 第2 主な取組み 4 <u>土砂災害危険箇所</u> の把握、緊急点検体制の整備に努める。	国土交通省通知により修正

頁	新	旧	修正理由・備考
90	<p>第33節 防災知識普及計画 第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、<u>食料・飲料水の備蓄など</u>住民が<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策</p> <p>ウ 警報等や、<u>避難指示等</u>の意味や内容</p> <p>エ 警報等発表時や<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>ケ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</u></p> <p><u>コ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</u></p> <p><u>サ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</u></p> <p><u>シ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>ス 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>セ 要配慮者に対する配慮</u></p>	<p>第33節 防災知識普及計画 第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が<u>常日ごろ</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p>イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>ウ 警報等や、<u>避難情報</u>の意味や内容</p> <p>エ 警報等発表時や<u>避難情報</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</u></p> <p><u>カ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</u></p> <p><u>キ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</u></p> <p><u>ク 災害時にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>ケ 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>コ 要配慮者に対する配慮</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
9 1	<p><u>ソ</u> 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><u>タ</u> 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p><u>チ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>ツ</u> 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>テ</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>ト</u> 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。</p> <p><u>ナ</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>ニ</u> 平素住民が実施しうる、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>ヌ</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p><u>ネ</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>ノ</u> 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識</p> <p><u>ハ</u> 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する知識</p>	<p><u>サ</u> 男女のニーズの違いに対する配慮 (新設)</p> <p><u>シ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (新設)</p> <p><u>ス</u> 平素住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p><u>セ</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について (新設)</p> <p><u>ソ</u> 各地域における避難対象地区に関する知識</p> <p><u>タ</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
9 6	<p>第35節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>第35節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
103	<p>第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、<u>NPO・NGO及び企業等</u>（以下「<u>ボランティア関係団体</u>」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討し、<u>速やかに始動できる体制を構築するものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し</u>、行政・<u>社会福祉協議会</u>・NPO等の三者連携により、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成</u>の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者<u>のボランティア</u>ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p><u>また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った<u>災害救援</u>ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>(2) 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・<u>ボランティア</u>等の三者で連携し、平常時の登録、<u>研修や訓練</u>の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
104	<p>3 NPO・ボランティア団体間の連携 長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p>3 ボランティア団体間の連携 市及び県は、ボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
111	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 住民の避難誘導対策 (1) 基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 イ 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 2 住民の避難誘導対策 (1) 基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難情報の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 イ 避難行動要支援者については避難情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
111 (続き)	<p>ウ 住民に対して避難<u>指示等</u>を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難<u>指示</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>高齢者等</u>避難の発令に努めるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 市は、災害時<u>または災害が発生するおそれのある場合</u>には、必要に応じ指定緊急避難場所<u>及び</u>指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>カ 住民に対する<u>高齢者等</u>避難、<u>避難指示</u>、<u>緊急安全確保</u>の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p>	<p>ウ 住民に対して避難<u>情報</u>を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難<u>情報</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所<u>又は</u>指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て<u>指定</u>避難所とするものとする。</p> <p>カ 住民に対する避難<u>情報</u>の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
112	<p>ケ <u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示</u>、<u>高齢者等</u>避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>ケ 避難<u>情報</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																												
113	<p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="277 272 1057 1414"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="277 272 564 336">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th data-bbox="564 272 1057 336">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 336 353 651">特別警報</td> <td data-bbox="353 336 564 651">大雨特別警報</td> <td data-bbox="564 336 1057 651">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 651 353 746">特別警報</td> <td data-bbox="353 651 564 746">大雪特別警報</td> <td data-bbox="564 651 1057 746">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 746 353 842">特別警報</td> <td data-bbox="353 746 564 842">暴風特別警報</td> <td data-bbox="564 746 1057 842">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 842 353 1034">特別警報</td> <td data-bbox="353 842 564 1034">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="564 842 1057 1034">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1034 353 1414">警報</td> <td data-bbox="353 1034 564 1281">大雨警報</td> <td data-bbox="564 1034 1057 1281">大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1281 353 1313">警報</td> <td data-bbox="353 1281 564 1313">洪水警報</td> <td data-bbox="564 1281 1057 1313">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1313 353 1345">警報</td> <td data-bbox="353 1313 564 1345">大雪警報</td> <td data-bbox="564 1313 1057 1345">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1345 353 1377">警報</td> <td data-bbox="353 1345 564 1377">暴風警報</td> <td data-bbox="564 1345 1057 1377">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1377 353 1414">警報</td> <td data-bbox="353 1377 564 1414">暴風雪警報</td> <td data-bbox="564 1377 1057 1414">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	特別警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	警報	洪水警報	(略)	警報	大雪警報	(略)	警報	暴風警報	(略)	警報	暴風雪警報	(略)	<p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1084 272 1863 1414"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1084 272 1370 336">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th data-bbox="1370 272 1863 336">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1084 336 1160 651">特別警報</td> <td data-bbox="1160 336 1370 651">大雨特別警報</td> <td data-bbox="1370 336 1863 651">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 651 1160 746">特別警報</td> <td data-bbox="1160 651 1370 746">大雪特別警報</td> <td data-bbox="1370 651 1863 746">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 746 1160 842">特別警報</td> <td data-bbox="1160 746 1370 842">暴風特別警報</td> <td data-bbox="1370 746 1863 842">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 842 1160 1034">特別警報</td> <td data-bbox="1160 842 1370 1034">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="1370 842 1863 1034">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1034 1160 1281">警報</td> <td data-bbox="1160 1034 1370 1281">大雨警報</td> <td data-bbox="1370 1034 1863 1281">大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1281 1160 1313">警報</td> <td data-bbox="1160 1281 1370 1313">洪水警報</td> <td data-bbox="1370 1281 1863 1313">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1313 1160 1345">警報</td> <td data-bbox="1160 1313 1370 1345">大雪警報</td> <td data-bbox="1370 1313 1863 1345">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1345 1160 1377">警報</td> <td data-bbox="1160 1345 1370 1377">暴風警報</td> <td data-bbox="1370 1345 1863 1377">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1377 1160 1414">警報</td> <td data-bbox="1160 1377 1370 1414">暴風雪警報</td> <td data-bbox="1370 1377 1863 1414">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	特別警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	警報	洪水警報	(略)	警報	大雪警報	(略)	警報	暴風警報	(略)	警報	暴風雪警報	(略)	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																																													
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																																													
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																																													
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																																													
特別警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																																													
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																																													
警報	洪水警報	(略)																																																													
警報	大雪警報	(略)																																																													
警報	暴風警報	(略)																																																													
警報	暴風雪警報	(略)																																																													
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																																													
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																																													
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																													
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																													
特別警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																																													
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																																													
警報	洪水警報	(略)																																																													
警報	大雪警報	(略)																																																													
警報	暴風警報	(略)																																																													
警報	暴風雪警報	(略)																																																													

頁	新	旧	修正理由・備考																																
114	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 212 566 276">特別警報・警報 ・注意報の種類</th> <th data-bbox="566 212 1059 276">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 276 353 308">大雨注意報</td> <td data-bbox="566 276 1059 308">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 308 353 339">(中略)</td> <td data-bbox="566 308 1059 339">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 339 353 371">なだれ注意報</td> <td data-bbox="566 339 1059 371">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 371 353 499">注意報 着氷注意報</td> <td data-bbox="566 371 1059 499">著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が<u>発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 499 353 531">着雪注意報</td> <td data-bbox="566 499 1059 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 531 353 563">(中略)</td> <td data-bbox="566 531 1059 563">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 563 353 595">低温注意報</td> <td data-bbox="566 563 1059 595">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報 ・注意報の種類	概要	大雨注意報	(略)	(中略)	(中略)	なだれ注意報	(略)	注意報 着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>発生する</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	(略)	(中略)	(中略)	低温注意報	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 212 1373 276">特別警報・警報 ・注意報の種類</th> <th data-bbox="1373 212 1865 276">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 276 1160 308">大雨注意報</td> <td data-bbox="1373 276 1865 308">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 308 1160 339">(中略)</td> <td data-bbox="1373 308 1865 339">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 339 1160 371">なだれ注意報</td> <td data-bbox="1373 339 1865 371">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 371 1160 499">注意報 着氷注意報</td> <td data-bbox="1373 371 1865 499">著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が<u>起こる</u>おそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 499 1160 531">着雪注意報</td> <td data-bbox="1373 499 1865 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 531 1160 563">(中略)</td> <td data-bbox="1373 531 1865 563">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 563 1160 595">低温注意報</td> <td data-bbox="1373 563 1865 595">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報 ・注意報の種類	概要	大雨注意報	(略)	(中略)	(中略)	なだれ注意報	(略)	注意報 着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>起こる</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	(略)	(中略)	(中略)	低温注意報	(略)	長野地方気象台による修正
特別警報・警報 ・注意報の種類	概要																																		
大雨注意報	(略)																																		
(中略)	(中略)																																		
なだれ注意報	(略)																																		
注意報 着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>発生する</u> おそれのあるときに発表される。																																		
着雪注意報	(略)																																		
(中略)	(中略)																																		
低温注意報	(略)																																		
特別警報・警報 ・注意報の種類	概要																																		
大雨注意報	(略)																																		
(中略)	(中略)																																		
なだれ注意報	(略)																																		
注意報 着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>起こる</u> おそれのあるときに発表される。																																		
着雪注意報	(略)																																		
(中略)	(中略)																																		
低温注意報	(略)																																		

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																		
115	<p>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域） （令和5年6月8日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="2">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">長野県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">中部</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">警報</td> <td rowspan="2">洪水</td> <td>大雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準 9</td> </tr> <tr> <td>大雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準 <u>84</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">浦野川流域=<u>17.3</u>、 室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域=<u>4.9</u>、 産川流域=<u>12.8</u>、 湯川流域=6.9、 尾根川流域=<u>4.2</u>、 矢出沢川流域=7.9、 神川流域=19、 大沢川流域=5、 洗馬川流域=<u>13.9</u>、 傍陽川流域=8、 角間川流域=<u>7</u>、 瀬沢川流域=<u>4.3</u>、 依田川流域=<u>29.9</u>、 内村川流域=13.8、 武石川流域=<u>15.7</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、 依田川流域=(5,<u>27</u>)、 内村川流域=(5,12.4)、 千曲川流域=(5,<u>61.3</u>)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td> </tr> <tr> <td>暴風（平均風速）</td> <td colspan="2">17m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪（平均風速）</td> <td colspan="2">17m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪（24時間降雪の深さ）</td> <td colspan="2">菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm</td> </tr> </table>	発表官署	長野地方気象台		府県予報区	長野県		一次細分区域	中部		警報	洪水	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 <u>84</u>	流域雨量指数基準	浦野川流域= <u>17.3</u> 、 室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域= <u>4.9</u> 、 産川流域= <u>12.8</u> 、 湯川流域=6.9、 尾根川流域= <u>4.2</u> 、 矢出沢川流域=7.9、 神川流域=19、 大沢川流域=5、 洗馬川流域= <u>13.9</u> 、 傍陽川流域=8、 角間川流域= <u>7</u> 、 瀬沢川流域= <u>4.3</u> 、 依田川流域= <u>29.9</u> 、 内村川流域=13.8、 武石川流域= <u>15.7</u>		複合基準 ※1	湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、 依田川流域=(5, <u>27</u>)、 内村川流域=(5,12.4)、 千曲川流域=(5, <u>61.3</u>)		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		暴風（平均風速）	17m/s		暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う		大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm		<p>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域） （令和3年6月8日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="2">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">長野県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">中部</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">警報</td> <td rowspan="2">洪水</td> <td>大雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準 9</td> </tr> <tr> <td>大雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準 <u>85</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">浦野川流域=<u>16.7</u>、 室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域=<u>4.8</u>、 産川流域=<u>11.5</u>、 湯川流域=6.9、 尾根川流域=<u>4.1</u>、 矢出沢川流域=7.9、 神川流域=19、 大沢川流域=5、 洗馬川流域=<u>13.6</u>、 傍陽川流域=<u>7.7</u>、 角間川流域=<u>5.7</u>、 瀬沢川流域=<u>3.6</u>、 依田川流域=<u>30</u>、 内村川流域=13.8、 武石川流域=<u>14.6</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、 依田川流域=(5,<u>27</u>)、 内村川流域=(5,12.4)、 千曲川流域=(5,<u>62.1</u>)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td> </tr> <tr> <td>暴風（平均風速）</td> <td colspan="2">17m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪（平均風速）</td> <td colspan="2">17m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪（24時間降雪の深さ）</td> <td colspan="2">菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm</td> </tr> </table>	発表官署	長野地方気象台		府県予報区	長野県		一次細分区域	中部		警報	洪水	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 <u>85</u>	流域雨量指数基準	浦野川流域= <u>16.7</u> 、 室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域= <u>4.8</u> 、 産川流域= <u>11.5</u> 、 湯川流域=6.9、 尾根川流域= <u>4.1</u> 、 矢出沢川流域=7.9、 神川流域=19、 大沢川流域=5、 洗馬川流域= <u>13.6</u> 、 傍陽川流域= <u>7.7</u> 、 角間川流域= <u>5.7</u> 、 瀬沢川流域= <u>3.6</u> 、 依田川流域= <u>30</u> 、 内村川流域=13.8、 武石川流域= <u>14.6</u>		複合基準 ※1	湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、 依田川流域=(5, <u>27</u>)、 内村川流域=(5,12.4)、 千曲川流域=(5, <u>62.1</u>)		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		暴風（平均風速）	17m/s		暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う		大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm		長野地方気象台による修正
発表官署	長野地方気象台																																																																				
府県予報区	長野県																																																																				
一次細分区域	中部																																																																				
警報	洪水	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9																																																																		
		大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 <u>84</u>																																																																		
	流域雨量指数基準	浦野川流域= <u>17.3</u> 、 室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域= <u>4.9</u> 、 産川流域= <u>12.8</u> 、 湯川流域=6.9、 尾根川流域= <u>4.2</u> 、 矢出沢川流域=7.9、 神川流域=19、 大沢川流域=5、 洗馬川流域= <u>13.9</u> 、 傍陽川流域=8、 角間川流域= <u>7</u> 、 瀬沢川流域= <u>4.3</u> 、 依田川流域= <u>29.9</u> 、 内村川流域=13.8、 武石川流域= <u>15.7</u>																																																																			
		複合基準 ※1	湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、 依田川流域=(5, <u>27</u>)、 内村川流域=(5,12.4)、 千曲川流域=(5, <u>61.3</u>)																																																																		
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																		
	暴風（平均風速）	17m/s																																																																			
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う																																																																			
大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm																																																																				
発表官署	長野地方気象台																																																																				
府県予報区	長野県																																																																				
一次細分区域	中部																																																																				
警報	洪水	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9																																																																		
		大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 <u>85</u>																																																																		
	流域雨量指数基準	浦野川流域= <u>16.7</u> 、 室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域= <u>4.8</u> 、 産川流域= <u>11.5</u> 、 湯川流域=6.9、 尾根川流域= <u>4.1</u> 、 矢出沢川流域=7.9、 神川流域=19、 大沢川流域=5、 洗馬川流域= <u>13.6</u> 、 傍陽川流域= <u>7.7</u> 、 角間川流域= <u>5.7</u> 、 瀬沢川流域= <u>3.6</u> 、 依田川流域= <u>30</u> 、 内村川流域=13.8、 武石川流域= <u>14.6</u>																																																																			
		複合基準 ※1	湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、 依田川流域=(5, <u>27</u>)、 内村川流域=(5,12.4)、 千曲川流域=(5, <u>62.1</u>)																																																																		
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																		
	暴風（平均風速）	17m/s																																																																			
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う																																																																			
大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm																																																																				

頁	新			旧			修正理由・備考	
116	注 意 報	大雨	表面雨量指数基準 5		大雨	表面雨量指数基準 5		長野地方気象台 による修正
土壌雨量指数基準 66			土壌雨量指数基準 64					
洪水		流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、 室賀川流域=6.5、 阿鳥川流域=3.9、 産川流域=10.2、 湯川流域=5.5、 尾根川流域=3.3、 矢出沢川流域=6.3、 神川流域=15.2、 大沢川流域=4、 洗馬川流域=11.1、 傍陽川流域=5.6、 角間川流域=5.6、 瀬沢川流域=3.5、 依田川流域=23.9、 内村川流域=11、 武石川流域=12.5	注意 報	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.3、 室賀川流域=6.5、 阿鳥川流域=3.8、 産川流域=9.2、 湯川流域=5.5、 尾根川流域=3.2、 矢出沢川流域=6.3、 神川流域=15.2、 大沢川流域=4、 洗馬川流域=10.8、 傍陽川流域=5.6、 角間川流域=4.5、 瀬沢川流域=2.8、 依田川流域=24、 内村川流域=11、 武石川流域=11.6	
		複合基準 ※1	室賀川流域=(5,5.9)、 産川流域=(5,8.2)、 湯川流域=(5,4.4)、 屋根川流域=(5,2.6)、 矢出沢川流域=(5,6.3)、 神川流域=(5,12.2)、 傍陽川流域=(5,4.5)、 依田川流域=(5,19.1)、 内村川流域=(5,8.8)、 千曲川流域=(5,43.6)			複合基準 ※1	室賀川流域=(5,5.9)、 産川流域=(5,8.5)、 湯川流域=(5,4.4)、 屋根川流域=(5,2.6)、 矢出沢川流域=(5,6.3)、 神川流域=(5,12.2)、 傍陽川流域=(5,3.5)、 依田川流域=(5,19.24)、 内村川流域=(5,8.8)、 千曲川流域=(5,44.2)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]			指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
強風（平均風速）		13m/s		強風（平均風速）	13m/s			
（中略）		（中略）		（中略）	（中略）			
着雪		著しい着雪が予想される場合		着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報 （1時間雨量）		100 mm		記録的短時間大雨情報 （1時間雨量）	100 mm			

頁	新	旧	修正理由・備考										
117	<p>【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】</p> <p>(1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない<u>場合</u>等についてはその欄を“－”で示している。</p>	<p>【大雨及び洪水警報・注意報基準表(別表1～5)の解説】</p> <p>(1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない<u>市町村</u>等についてはその欄を“－”で示している。</p>	誤字脱字等の修正										
118	<p>(6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、洪水警報基準及び洪水注意報基準の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、 資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。</p>	<p>(6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、洪水警報基準及び洪水注意報基準の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、<u>当該市町村等において</u>主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、 資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。</p>	誤字の削除										
119	<p>2 水防法に基づくもの</p> <p>(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報 <u>水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報</u>をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td><u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位到達情報</td> <td><u>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	避難判断水位到達情報	<u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。</u>	氾濫危険水位到達情報	<u>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</u>	<p>2 水防法に基づくもの</p> <p>(2) 避難判断水位到達情報 河川からの氾濫の恐れのある危険水位に近づいた時の、避難等の参考になる水位をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td><u>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	避難判断水位到達情報	<u>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</u>	県の地域防災計画に合わせて修正
区分	発表基準												
避難判断水位到達情報	<u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。</u>												
氾濫危険水位到達情報	<u>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</u>												
区分	発表基準												
避難判断水位到達情報	<u>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</u>												
120	<p>(3) 水防警報 水防法に基づき、<u>国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発する警報</u>をいう。 (中略)</p> <p>3 消防法に基づくもの</p> <p>(1) 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。 (中略)</p>	<p>(3) 水防警報 水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。 (中略)</p> <p>3 消防法に基づくもの</p> <p>(1) 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。 (中略)</p>	県の地域防災計画に合わせて修正										

頁	新	旧	修正理由・備考																								
120 (続き)	<p>4 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td><u>危険度分布(キキクル)の色が持つ意味</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	(略)	大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<u>危険度分布(キキクル)の色が持つ意味</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	流域雨量指数の予測値	(略)	<p>4 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの<u>雨量分布及び</u>表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの<u>雨量分布及び</u>流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	(略)	大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの <u>雨量分布及び</u> 表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの <u>雨量分布及び</u> 流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	流域雨量指数の予測値	(略)	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
種類	概要																										
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	(略)																										
大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																										
洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																										
<u>危険度分布(キキクル)の色が持つ意味</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																										
流域雨量指数の予測値	(略)																										
種類	概要																										
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	(略)																										
大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの <u>雨量分布及び</u> 表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																										
洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの <u>雨量分布及び</u> 流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																										
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																										
流域雨量指数の予測値	(略)																										

頁	新	旧	修正理由・備考
121	<p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現している場合に</u>、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。</p>	<p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、<u>危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに</u>、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。</p>	長野地方気象台による修正
123	<p>警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (1) 系統図 (略) 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び<u>第3号並びに第9条</u>の規定に基づく法定伝達先。 注2 二重線の経路は、気象業務法<u>第15条及び第15条の2</u>によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (1) 系統図 (略) 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。 注2 二重線の経路は、気象業務法<u>第15条の2第2項、第4項及び第5項</u>によって、<u>特別</u>警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	長野地方気象台による修正
125	<p>(3) 伝達系統図 図中「地域振興局(総務管理・環境課)」 図中「<u>県広報・共創推進課</u>」</p>	<p>(3) 伝達系統図 図中「地域振興局(総務管理課)」 図中「<u>県広報県民課</u>」</p>	県の組織改正に伴う修正

頁	新	旧	修正理由・備考
130	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。</p> <p>調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。</p> <p>調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
133	<p>4 災害情報の収集・連絡系統 (3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p><u>（エ）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項</u></p> <p><u>各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県災害対策本部室に連絡するものとする。</u></p> <p><u>（オ）「長野県 防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。</u></p>	<p>4 災害情報の収集・連絡系統 (3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																						
151	<p>第4節 広域相互応援活動 第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする（別記参照）。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4節 広域相互応援活動 第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする（別記参照）。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>																																																																						
157	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画 第3 計画の内容 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <table border="1" data-bbox="280 1086 1055 1342"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイ スト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資 吊下</th> <th>ヘリテ レ・ヘ リサト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコ プター</td> <td><u>アグスタ AW139</u></td> <td><u>17</u></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	機種	定員	救助 ホイ スト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテ レ・ヘ リサト	(略)							<u>(削除)</u>							県警ヘリコ プター	<u>アグスタ AW139</u>	<u>17</u>	○		○	○	(略)							<p>第5節 ヘリコプターの運用計画 第3 計画の内容 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <table border="1" data-bbox="1093 1086 1868 1374"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイ スト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資 吊下</th> <th>ヘリテ レ・ヘ リサト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>県政用ヘリ コプター</u></td> <td><u>ベル 206L3</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコ プター</td> <td><u>ユーロコプ ターAS365N3</u></td> <td><u>13</u></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	機種	定員	救助 ホイ スト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテ レ・ヘ リサト	(略)							<u>県政用ヘリ コプター</u>	<u>ベル 206L3</u>	<u>7</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	県警ヘリコ プター	<u>ユーロコプ ターAS365N3</u>	<u>13</u>	○		○	○	(略)							<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
名称	機種	定員	救助 ホイ スト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテ レ・ヘ リサト																																																																			
(略)																																																																									
<u>(削除)</u>																																																																									
県警ヘリコ プター	<u>アグスタ AW139</u>	<u>17</u>	○		○	○																																																																			
(略)																																																																									
名称	機種	定員	救助 ホイ スト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテ レ・ヘ リサト																																																																			
(略)																																																																									
<u>県政用ヘリ コプター</u>	<u>ベル 206L3</u>	<u>7</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>																																																																			
県警ヘリコ プター	<u>ユーロコプ ターAS365N3</u>	<u>13</u>	○		○	○																																																																			
(略)																																																																									

頁	新	旧	修正理由・備考
159	<p>(削除)</p> <p><u>2</u> 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p>	<p><u>2</u> 県政用ヘリコプター 平素の県政用ヘリコプターの運用は、総務部（財産活用課）により運営管理されているが、災害時には、<u>県警察における災害応急対策と競合する部分が多く、また県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における、具体的運用は危機管理部と県警察が調整して行うものとする。</u> <u>なお、県政用ヘリコプターが使用できないときは、県警ヘリコプターが代替え使用される場合がある。</u> <u>(図 略)</u></p> <p><u>3</u> 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター<u>及び県政用ヘリコプター</u>が使用できない場合又は <u>2機では</u>対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
160	<p><u>3</u> 広域航空消防応援等ヘリコプター</p>	<p><u>4</u> 広域航空消防応援等ヘリコプター</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
161	<p><u>4</u> 自衛隊ヘリコプター (中略)</p> <p><u>5</u> 海上保安庁ヘリコプター</p>	<p><u>5</u> 自衛隊ヘリコプター (中略)</p> <p><u>6</u> 海上保安庁ヘリコプター</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
162	<p><u>6</u> ドクターヘリ</p>	<p><u>7</u> ドクターヘリ</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
166	<p>第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 1 救助・救急活動 (1) 基本方針 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 <u>(削除)</u></p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 1 救助・救急活動 (1) 基本方針 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 <u>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
167	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)及び関係機関</u>により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>なお、<u>県及び市町村</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>なお、<u>地方公共団体</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
172	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難収容活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 指定避難所での生活環境整備等</p> <p>(ウ) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難収容活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 指定避難所での生活環境整備等</p> <p>(ウ) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>
179	<p>第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送<u>道路</u>上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p>	<p>第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p>	<p>文言の修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
181	<p>第12節 避難<u>受入</u>及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が<u>土砂災害警戒区域等</u>内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p>	<p>第12節 避難<u>収容</u>及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が<u>土砂災害危険箇所</u>内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p>	国土交通省通知により修正
183	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域(土砂災害警戒区域<u>等</u>で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域)</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>避難情報</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域(土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域)</p>	国土交通省通知により修正
186	<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) <u>避難指示、高齢者等避難</u>を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p>	<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) <u>避難情報の発令</u>を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p>	県の地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
187	<p>(オ) 市及び県は、<u>さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方 公共 団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう</u>、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、<u>警報</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(カ) <u>高齢者等避難、避難指示</u>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p>	<p>(オ) 市及び県は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、<u>避難情報</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(カ) <u>避難情報</u>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
190	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
191	<p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 <u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
195	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画</p> <p><u>ア 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について（中略）被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、（中略）呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市及び県は、災者のニーズを十分把握し、（中略）広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>オ 市及び県は、被災者のおかれている（中略）情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u></p> <p><u>カ 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>キ 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>ク 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、（中略）生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 市及び県は、被災者の安否について（中略）協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u></p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について（中略）被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、（中略）呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市及び県は、災者のニーズを十分把握し、（中略）広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 市及び県は、被災者のおかれている（中略）情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、（中略）生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 市及び県は、被災者の安否について（中略）協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
197	<p>第13節 孤立地域対策活動 第3 活動の内容 1 孤立実態の把握対策 (2) 実施計画</p> <p><u>イ 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。</u></p>	<p>第13節 孤立地域対策活動 第3 活動の内容 1 孤立実態の把握対策 (2) 実施計画</p> <p><u>イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報するものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
199	<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 市は、災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行うものとする。</p> <p>イ 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県に食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に供給するものとする。</p> <p><u>ウ 市は、災害の状況に応じ市教育委員会に対して、学校給食用施設・設備の提供について要請を行い、市教育委員会は被災者対策に可能な限り協力するものとする。</u></p> <p>エ 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。</p>	<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 市は、災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行うものとする。</p> <p>イ 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県に食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に供給するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。</p>	<p>学校給食施設等の活用を追加</p>
205	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2)実施計画</p> <p>カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2)実施計画</p> <p>カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>
222	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>(2)実施計画【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】</p>	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>(2)実施計画【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、<u>NTTコミュニケーションズ㈱</u>、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】</p>	<p>当該組織からの申し出による変更</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
227	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、<u>市</u>が適切に<u>住民の避難指示の判断等</u>を行えるよう<u>被害の想定される区域・時期</u>の情報を<u>提供する</u>。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難<u>指示等</u>の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p> <p><u>ウ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難<u>指示等が出</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難指示等</u>の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p> <p>ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p> <p>エ 災害の危険性が高まり、避難<u>指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難<u>指示等が出</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、<u>住民</u>が適切に避難<u>行動</u>を行えるよう<u>に、避難情報の発令等を行う</u>。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難<u>情報の発令・伝達</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ウ</u> 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難<u>情報が発令</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難情報の発令・伝達</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p> <p>ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p> <p>エ 災害の危険性が高まり、避難<u>情報</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難<u>情報が発令</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
228	<p>3 土石流対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難指示等</u>の措置を講じるものとする。 イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 ウ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等が出</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 がけ崩れ応急対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難指示等</u>の措置を講じるものとする。 イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 エ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等が出</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>3 土石流対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難情報の発令・伝達</u>等の措置を講じるものとする。 イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 ウ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 がけ崩れ応急対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難情報の発令・伝達</u>等の処置を講じるものとする。 イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 エ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令</u>された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
235	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>エ 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。</u></p>	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難情報の発令・伝達</u>等の必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
241	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、<u>放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</u></p> <p>第2 主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所等における<u>家庭動物の適正飼養。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、<u>飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。</p> <p>イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。</p> <p><u>ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 飼養動物の飼い主が実施する対策</u></p> <p><u>ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</u></p> <p><u>イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</u></p>	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所における<u>ペットの適正な飼育を行う。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、<u>ペットが飼い主とともに指定避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。</p> <p>イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
253	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 ア 被災施設の重要度、(中略) 体制等を強化する。 イ 被災施設の復旧に当たっては、(中略) 改良復旧を行うものとする。 <u>ウ 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u> <u>エ 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u> <u>オ</u> 大雨等に伴う地盤の緩みにより (中略) 土砂災害防止対策を行うものとする。 <u>カ</u> ライフライン交通・輸送等の事業者は、(中略) 明示して行うものとする。 <u>キ</u> 他の機関との関連を検討し、(中略) 復旧事業の推進を図る。 <u>ク</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、(中略) 事業期間の短縮に努める。 <u>ケ</u> 災害復旧事業に要する費用について、(中略) 復旧事業の計画を速やかに作成する。 <u>コ</u> 復旧事業に要する費用について、(中略) 速やかに査定実施に移すよう努める。 <u>サ</u> 緊急に査定を行う必要がある事業については、(中略) 復旧工事が迅速に行われるよう努める。 <u>シ</u> 暴力団等の動向把握を徹底し、(中略) 暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 ア 被災施設の重要度、(中略) 体制等を強化する。 イ 被災施設の復旧に当たっては、(中略) 改良復旧を行うものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 大雨等に伴う地盤の緩みにより (中略) 土砂災害防止対策を行うものとする。 <u>エ</u> ライフライン交通・輸送等の事業者は、(中略) 明示して行うものとする。 <u>オ</u> 他の機関との関連を検討し、(中略) 復旧事業の推進を図る。 <u>カ</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、(中略) 事業期間の短縮に努める。 <u>キ</u> 災害復旧事業に要する費用について、(中略) 復旧事業の計画を速やかに作成する。 <u>ク</u> 復旧事業に要する費用について、(中略) 速やかに査定実施に移すよう努める。 <u>ケ</u> 緊急に査定を行う必要がある事業については、(中略) 復旧工事が迅速に行われるよう努める。 <u>コ</u> 暴力団等の動向把握を徹底し、(中略) 暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
254	<p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。<u>(削除)</u></p>	<p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
260	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 被害の状況が被災者生活再建支援法 <u>又は信州被災者生活再建支援制度</u>の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
261	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 被災者生活再建支援法 <u>及び信州被災者生活再建支援制度</u>による復興</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法 <u>又は信州被災者生活再建支援制度</u>を適用し、生活再建の支援を行う。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 被災者生活再建支援法による復興</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
263	<p>10 罹災証明書の交付 (2) 実施計画</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>罹災証明書は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害の程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。</p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p>	<p>10 罹災証明書の交付 (2) 実施計画</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>罹災証明書は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害の程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
266	<p>11 被災者台帳の作成 (2) 実施計画</p> <p>必要に応じ、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (2) 実施計画</p> <p>ア 市長は、必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。</p> <p><u>イ 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。</u></p> <p><u>エ 報道機関に対し、発表を行う。</u></p>	<p>11 被災者台帳の作成 (2) 実施計画</p> <p>必要に応じ、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (2) 実施計画</p> <p>ア 市長は、必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。</u></p> <p><u>ウ 報道機関に対し、発表を行う。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>